

【糖尿病性腎症重症化予防事業】提案書評価表

記載項目	評価基準	必須項目	配点
運営体制について	1 ·糖尿病性腎症重症化予防事業の契約実績が豊富である。 ·糖尿病性腎症重症化予防事業に関連のある魅力的なPRが記載されている。	<input type="radio"/>	25
	2 ·保健指導の業務統括者は常勤の保健医療専門職(医師、保健師、管理栄養士等)である。 ·本事業に従事する医師、保健師、管理栄養士を十分に有し、組織として本事業に必要な専門職を派遣する体制がある。 ·雇用関係にない専門職個人に委託する場合は、連携体制について具体的に記載されている。 ·保健指導従事者は、医師、保健師、管理栄養士、糖尿病に特化した専門職が望ましい。	<input type="radio"/>	30
	3 プライバシーマークまたはISMSを取得している。	<input type="radio"/>	15
	4 ·実施可能曜日は平日以外に土曜日・日曜日・祝日のいずれかを含む。 ·17時半以降の時間帯の実施が可能である。	<input type="radio"/>	15
	5 ·業務の実施にあたりトラブルが生じた場合に適切に対応できる。 ·統括責任者や発注者への連絡、報告体制が整っている。	<input type="radio"/>	10
	6 ·複数の申込受付方法がある。 ·「電話」の申込受付時間は土曜日・日曜日・祝日及び18時以降の時間帯が可能である。 ·実施日の1週間前までの申込受付が可能である。 ·予約者へのリマインドが可能である。	<input type="radio"/>	15
	7 組織として商品等の勧誘・販売等を行わないことを明確にし、保健指導実施者に教育指導、違反した場合の罰則規定の提示をしている。		5
レセプトデータ処理について	8 ·レセプトデータ処理について適切に取り扱える技術がある。 ·レセプトデータ分析の契約実績がある。		25
案内文書の作成について	9 未受診者が受診につながるような案内文書(受診勧奨通知)となっている。		25
保健指導について	10 初回面談は個別面談を基本とし、ICTの利用が可能な体制がある。また、使用機器や通信環境が確保できない利用者も保健指導を受けることができるよう、機器の貸し出し等を行うことが可能である。		15
	11 ·独自のアプリや保健指導ツールの使用、インセンティブの設定等、生活習慣の改善に有効と思われる魅力的なプログラムである。 ·申込から支援終了までの流れが具体的に示されており、支援回数や支援方法が適切である。	<input type="radio"/>	35
	12 ·同一の保健指導従事者が最後まで支援可能である。 ·途中で保健指導従事者が変更する場合は、支援が途切れないよう適切に引継ぎが実施される。 ·初回面談後の継続指導は、利用者の利便性を図る目的で複数の実施方法(CT面談・電話・メール・チャット等)での対応が可能である。		15
	13 ·プログラムや使用媒体について、専門家による評価や助言を定期的に受けている。 ·評価者や評価時期が適切である。		15

記載項目		評価基準	必須項目	配点
保健指導について	14	糖尿病治療中の者で血糖コントロール不良の状態が続いている場合や合併症の発症又は進行が疑われる場合は、主治医連携や糖尿病専門医への紹介が可能である。	<input type="radio"/>	20
	15	<ul style="list-style-type: none"> ・事例に合った行動変容ステージや目的が設定されている。 ・事例の特性や行動変容ステージに沿った保健指導が記載されている。 ・使用媒体や教材は適切である。 ・定期受診や検査の有無、治療内容、服薬について具体的に確認できている。 ・合併症の兆候について具体的に確認ができている 	<input type="radio"/>	30
保健指導の客観的評価の実施について	16	<ul style="list-style-type: none"> ・共通の保健指導マニュアルや教材が作成されている。 ・研修プログラムは、ロールプレイや事例検討等、知識の習得および技術の向上のための実践的な内容となっている。 ・系統的な教育・研修計画に沿った人材育成が行われている。 	<input type="radio"/>	25
	17	効果検証の具体的な内容について、柔軟な対応が可能である。	<input type="radio"/>	15
	18	糖尿病性腎症重症化予防事業に関する研究や質の向上のための最新の情報収集が行われている。		15
合計				350